

<速報> 令和7年度税制改正大綱

# Japan Tax Update

## 全体概要

2024年12月20日、自民・公明両党は、令和7年度税制改正大綱を閣議決定しました。

今回の税制改正大綱は、「**将来に夢や希望と安心を持てる、公正で活力ある社会を目指すための税制**」を構築することを基本として、以下の3点を踏まえた措置が講じられています。

- ① 持続的な経済成長を目指し、活力ある社会を構築するための環境整備を図ること。
- ② 若者や現役世代を含め、誰もが豊かさを実感できる質の高い国民生活を実現すること。
- ③ わが国を取り巻く厳しい国際環境や国際的要請を踏まえ、安全保障及び経済安全保障の強化、地球温暖化対策等に取り組むこと。

令和7年度税制改正の主要項目にあたっての**基本的な考え方**としては、次が挙げられています。

1. 成長型経済への移行
2. 地方創生や活力ある地域経済の実現
3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し
4. 自動車関係諸税の総合的な見直し
5. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置
6. 円滑・適正な納税のための環境整備

以下、RSM汐留パートナーズ税理士法人のメンバーが厳選した主な改正項目の概要をご説明いたします。なお、今後の国会における改正法案審議の過程において、一部項目に修正等が加えられる可能性があることに、予めご留意ください。

## ■ 法人課税

### 01 防衛力強化に係る 財源確保のための 税制措置

日本国内の防衛力の抜本的な強化を行うため、安定的な財源を確保するという観点から、法人税額に対し税率4%の新たな付加税として、「**防衛特別法人税（仮称）**」が創設されました。

以下が、防衛特別法人税の詳細です。

#### 1. 納税義務者

各事業年度の所得に対する法人税が課される法人

#### 2. 税額の計算

$$\{ (\text{基準法人税額} - 500\text{万円}) \times 4\% \} - \text{税額控除} = \text{防衛特別法人税額}$$

(\*1)                      (\*2)                      (\*3)

\*1 所得税額控除や外国税額控除等の税額控除適用前の法人税額

\*2 通算法人：500万円を各通算法人の基準法人税額の比で配分した金額

\*3 外国税額控除や分配時調整外国税相当額の控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の防衛特別法人税額の控除など

#### 3. 適用時期

令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用開始

### 02 中小企業者等の 法人税の軽減税率 の特例

中小企業の800万円までの所得に適用される軽減税率の特例は、リーマン・ショック時の経済対策として講じられた時限措置です。今回、賃上げや物価高への対応に直面している中小企業の状況を踏まえ、以下の**見直し**が行われた上で、**適用期限が2年間延長**されることとなりました。

1. 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額の内、年800万円以下の金額に適用される税率が15%から17%へ引き上げられます。
2. 適用対象法人の範囲から通算法人が除外されます。

## ■ 法人課税

### 03 新リース会計 基準の公表に 伴うリース税制 の見直し

令和6年9月13日に公表された「リース取引に関する会計基準」等（以下、「**新リース会計基準**」）を受けて、税制においても種々の改正が行われることとなりました。

#### 1. オペレーティング・リースの損金算入時期

法人が各事業年度に**オペレーティング・リース取引**（\*1）により資産の賃借を行った場合、契約に基づきその法人が支払う金額（\*2）があるときは、その金額のうち債務の確定した部分の金額は、その確定した日の属する事業年度に損金算入することとなりました。

##### \*1 オペレーティング・リース取引：

資産の賃貸借のうち、リース取引（ファイナンス・リース取引）以外の取引を指します。

\*2 支払う金額からは、①売上原価、完成工事原価、その他これらに準ずる原価の額、②固定資産の取得に要した金額とされるべき費用の額、③繰延資産となる費用の額、は除かれます。

#### 2. リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例の廃止

新リース会計基準との整合性の観点から、リース取引における貸し手側の処理方法として税務上認められていた「**延払基準**」が廃止されることとなりました。改正後は、原則通り譲渡時点において収益及び費用を一括計上することになります。

なお、**経過措置**として以下の2つの取扱いがあります。

- ① 令和7年4月1日より前に行ったリース譲渡で、令和9年3月31日以前に開始する事業年度分までは従来の延払基準を選択可能（ただし、一定の制限あり）。
- ② 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に延払基準の適用をやめた場合、計上された繰延リース利益額は5年均等で収益計上する。

## ■ 消費課税

### 01 訪日外国人旅行者 向け消費税免税 制度の見直し

訪日外国人旅行消費額の更なる増加に向けて、外国人旅行者の利便性向上や免税店側の事務負担軽減、転売目的の不正対策等の観点から、以下の見直しが講じられることとなりました。

#### 1. 免税方式の見直し

免税店事業者が、免税品購入者が免税対象物品を購入した日から90日以内に税関長による確認を受けた場合、税関確認情報を免税店事業者が保存することを要件として、その免税対象物品の譲渡について消費税が免除されます。

#### 2. 免税対象物品の範囲の見直し

消耗品の販売額の上限額や特殊包装、一般物品との区分等が廃止され、不正目的で購入されるおそれのある金地金等の物品については、免税対象外物品として個別に指定されることとなりました。

その他、免税販売手続の簡素化及び免税店の許可要件の見直しも行われることとなりました。

## ■ 国際課税

### 01 グローバル・ ミニマム課税 への対応

グローバル・ミニマム課税（第2の柱）については、各国で法制化及び制度の実施が進んでおり、日本国内でも令和5年度税制改正より、国際合意の実施に向けた法制化が進められています。この制度は、国内外の企業間の公平な競争環境を確保し、日本企業の国際競争力の維持及び向上に繋がることが期待されています。令和7年度税制改正では、**軽減課税所得ルール**（UTPR：Undertaxed Profits Rule）及び**国内ミニマム課税**（QDMTT：Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）の法制化が行われることになりました。適用開始時期は、各制度の対象となる企業の負担を考慮し、いずれも令和8年4月以後に開始する対象会計年度とされています。また、OECDが発出した追加ガイダンスや国際的な議論の進展を踏まえ、制度の明確化及び所要の見直しが行われる予定です。

### 02 外国子会社合算 税制（CFC税制） の見直し

CFC税制による課税額の調整機能は、グローバル・ミニマム課税（第2の柱）によって補完される見込みであり、外国子会社など実態を伴わない形態を利用した租税回避行為を抑制する措置として、引き続き重要性が維持されるとされています。一方で、CFC税制における事務負担の軽減を図るため、税制の見直しが行われ、手続きの簡素化が進められることとなっています。

1. 内国法人に係る外国関係会社の各事業年度に係る課税対象金額等に相当する金額は、その内国法人の収益の額とみなされ、その事業年度終了の日の翌日から**4ヶ月**（現行：2ヶ月）を経過する日を含むその内国法人の各事業年度の所得金額の計算上、益金の額に算入することとされました。
2. 申告書への添付又は保存が義務付けられている書類の範囲について、**①株主資本等変動計算書及び損益金の処分に関する計算書、②貸借対照表及び損益計算書に係る勘定科目内訳明細書**が除外されました。
3. 居住者に係る外国子会社合算税制及び特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例等の関連制度についても、上記(1.)及び(2.)と同様の見直しを行うこととなりました。

## ■ 個人所得課税

### 01 物価上昇局面における税負担の調整

物価上昇局面における税負担の調整の観点から、**所得税の基礎控除等の見直し**が行われます。具体的には以下の改正により、いわゆる「103万円の壁」が123万円へと引き上げられます。

#### 1. 基礎控除の引き上げ

合計所得金額が**2,350万円**以下である個人の基礎控除額が、現行の**48万円**から**58万円**へと**10万円**引き上げられます。

#### 2. 給与所得控除の最低保障額の引き上げ

給与所得控除について、現行の**55万円**の最低保障額が**65万円**へと**10万円**引き上げられます。

※なお、個人住民税についても同様の改正が行われます。

上記の改正は、**令和7年分以後の所得税**について適用されます。

### 02 特定親族特別控除（仮称）の新設

居住者が生計を一にする**19歳以上23歳未満**の親族（配偶者、青色事業専従者等、控除対象扶養親族を除く）を有しており、その親族の合計所得金額が**123万円**以下である場合、**特定親族特別控除**として、その居住者の総所得金額から以下の金額を控除することが可能となります。

特定親族特別控除	
親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

## 03 エンジェル税制 の改正

スタートアップへの投資促進を図るため、エンジェル税制について以下の見直しが行われます。

### 1. 繰戻し還付制度の創設

譲渡益発生年の翌年にスタートアップ投資を行った場合、譲渡益発生年に遡って投資額に相当する金額を譲渡益から控除する「繰戻し還付制度」が創設されます（再投資期間の延長が行われる）。

令和8年1月1日以後に特定株式を払込みにより取得した居住者等は、その年において生じた**特定株式控除未済額**（\*1）がある場合、前年の所得税額のうち、当該特定株式控除未済額に対応する部分の金額の**還付請求**が可能となります。

\*1 **特定株式控除未済額**：その年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額と上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額が、特定株式等の取得価額に満たない部分の金額

### 2. 株式を取得した翌年末までに当該株式を売却した場合の課税

所得税の暦年課税の例外となる、極めて異例な措置であることから、制度の健全な利用促進を図るため、**再投資非課税措置**については、**翌年末までの売却した場合には課税**されることとなります。

令和8年1月1日以後に**特例適用控除対象特定株式**を払込みにより取得した居住者等は、その取得をした年の翌年中に当該株式を譲渡した場合、当該株式の取得価額は本制度の適用を受けた金額とされます。

## 04 子育て世帯の支援 に関する税制

### 1. 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

**特例対象個人**(\*)が認定住宅等の新築又は取得等を行い、令和7年中に居住の用に供した場合、住宅借入金等の**借入限度額が上乘せ**されます（認定住宅：500万円、ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅：1,000万円）。

\***特例対象個人**とは、以下のいずれかを満たす者をいいます。

- ・ 年齢40歳未満で配偶者を有する者
- ・ 年齢40歳以上で40歳未満の配偶者を有する者
- ・ 年齢19歳未満の扶養親族を有する者

### 2. 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

新生命保険料に係る一般枠の生命保険料控除について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円を6万円とする**上乘せ措置**が講じられます（合計適用限度額は、現行の12万円から変更なし）。

## 05 確定拠出年金 制度の見直し

確定拠出年金法等の改正を前提として、現行の**確定拠出年金制度等**について**拠出限度額**が以下のとおり**引き上げ**されることとなりました。

### 【企業型確定拠出年金】(DC)

- **確定給付企業年金制度の加入者**

月額**6.2万円**(現行:月額**5.5万円**)から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額

- **確定給付企業年金制度に加入していない者**

月額**6.2万円**(現行:月額**5.5万円**)

### 【個人型確定拠出年金】(iDeCo)

- **第一号被保険者**

月額**7.5万円**(現行:月額**6.8万円**)

- **企業年金加入者**

月額**6.2万円**(現行:月額**2万円**)から確定給付企業年金及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額

- **企業年金に未加入の者(第一号被保険者及び第三号被保険者を除く)**

月額**6.2万円**(現行:月額**2.3万円**)

### 【国民年金基金】

月額**7.5万円**(現行:月額**6.8万円**)

## ■ 相続贈与課税

### 01 直系尊属から 結婚・子育て 資金の一括贈与 を受けた場合の 贈与税非課税 措置の延長

直系尊属からの結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の**贈与税の非課税措置**については、少子化の要因の1つである経済的要因の軽減を目的として創設されましたが、その適用期限が以下のとおり**2年間延長**されることとなりました。

<改正前期限>

～令和7年3月31日

<改正後期限>

～令和9年3月31日

## 02 事業承継税制における事業従事・役員就任要件の緩和

### 【個人版】

個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度の適用期限は令和10年12月31日となっており、少なくとも贈与の日まで3年以上、特例事業用資産に係る事業に従事する必要がありましたが、この**事業従事要件**について、以下のとおり緩和されました。

#### <改正前要件>

贈与の日まで引き続き3年以上特定事業用資産に係る事業に従事していること

#### <改正後要件>

贈与の直前において特定事業用資産に係る事業に従事していること

### 【法人版】

非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度の適用期限は令和9年12月31日となっており、少なくとも贈与の日まで3年以上継続して役員等に就任する必要がありましたが、こちらの**役員就任要件**について、以下のとおり緩和されました。

#### <改正前要件>

贈与の日まで引き続き3年以上特例認定贈与承継会社の役員等であること

#### <改正後要件>

贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であること

ご不明点がございましたら、当法人の担当者又は弊社ホームページのお問合せフォームよりご連絡ください。

RSM汐留パートナーズ株式会社 

RSM汐留パートナーズ税理士法人 

- [税務コンサルティング](#) 
- [国際税務コンサルティング](#) 
- [M&Aに関する税務コンサルティング](#) 
- [事業承継・相続に関する税務コンサルティング](#) 

パートナー  
長谷川 裕哉 

ディレクター  
藤井 淳平 

マネージャー  
宮坂 大修 

パートナー  
松橋 亮太 

マネージャー  
出口 拓矢 

アシスタントマネージャー  
保科 英樹 